

感染症法に基づく届出が電磁的方法について

- ① 感染症指定医療機関の医師からの届出は電磁的方法が義務となりました
- ② ①の下線部以外の医師からの届出は努力義務となります

I 令和5年4月1日以降の届出方法

感染症法に基づく医師の届出(報告)

NESID	感染症指定医療機関 (第一種、第二種及び結核病床)	全数・定点	義務	電磁的方法
	上記以外の医療機関	全数・定点	従来方法(紙・FAX) 又は電磁的方法	
	動物診療		電磁的方法は努力義務	

II 全数届出、定点報告及び動物診療施設

全数届出(全医療機関が対象)

- 1～5類感染症等の患者等を診断した医師が届出(入力)

【結核、O157、麻しんなど】

定点報告(週報・月報)

- 法第14条で指定された医療機関の管理者が定点感染症を報告(入力)

【水痘、インフルエンザなど】

動物診療施設

- 獣医師が特定動物の感染等を診断した場合に届出

【鳥類、サルなど】

III システム等の概要説明及びアカウント申請

- 県ホームページ「[感染症サーベイランスシステムの更改について](#)」に概要を掲載していますので、内容をご確認のうえ簡易申請システムへのリンク(外部サイト)から、必要事項を登録申請願います。
- 定点報告の医療機関が全数届出を行う場合、別途、全数届出用アカウントが医師毎に必要です。
- 感染症指定医療機関以外も積極的なアカウント申請をお願いします。

区分	R5.4月～運用中	特記事項
感染症指定医療機関 (第一、二種、結核病床)	義務 アカウント申請が必須(全数・定点)	定点医師が全数届出を行う場合、全数届出用アカウントが必要です。
その他の医療機関 及び動物診療施設	努力義務 積極的にアカウント申請・運用	

電磁的方法による届出にはアカウント登録が必要です



お問い合わせは県疾病対策課又は保健所設置市へ

県管轄	担当課	連絡先
下記以外に所在する 医療機関	兵庫県保健医療部疾病対策課 感染症対策推進班	078-362-3213
神戸市、姫路市、尼崎市、 西宮市、明石市に所在する 医療機関	神戸市保健所、姫路市保健所、尼崎市保健所、西宮市保健所又は あかし保健所へお問い合わせ願います。	